岷江入楚

行李　第九

特別
へ 12
4604
28

47
112
4604
28

宮内省圖書寮

行幸

廿六歲　左改右

西對姫君事

十二月大原野行幸

西對姫宮見物事

心地人左朱ハ對右御使雜一枝自内裏被右改左

次日源氏宮後西對ハ物語事　昨日行幸見物

廿七歲　同

三条右大臣自去年冬病惱事

二月一日源氏後三条右大臣

玉鬘宮事　甲右大臣

右大臣ハ御文被招　用右近

用大臣三条大臣

源氏宮對面事

語玉鬘宮事

十六日玉鬘宮御叢事

青布　髭事

小汀文庫

48 3697

自之条宮被献櫛 喜事

中文被献蒙唐衣御髪上奥書

常陸文被遣蒙来書

内方仕活物給

を仕文来女御殿申 内侍上不参し池書

内方仕殿来女御し次被召出近仕者

笑ノ字
芸かし

行幸 八行巻名ナス 異説 也実紗笑円

清涼殿 ゆきさとし 給ひとりせし 清涼殿 ゆきさとし 給ひとりせし 元やうし 殿

私曰 此行幸三月 御初ハ六条東洞乃 御幸 ありし

原文六年ノ十二月也 文七年ノ二月 ものゝ 御書巻も二十六

ありし 行幸 大原野を 行幸

或 乱よ 天子のと 行幸 とて 流のを 御幸 とり ふ ゆきとし

私曰 巻の巻ハ 大原野の行幸

同三月 賀茂 同 月 常 文 同六月 嵯峨 同八月 朝顔

行幸同十二月 大原野行幸 聖年 原文七年の二月

ものゝ 原六年の九月十月十一月 ものゝ 巻ノ初 心得

かくおもひいてゝ
秘玉うゝを原のおもひ
寒ひつゝのよすがをいとよろんす
ものや哉
これ寒ものの歌とそ
むらうゝ又源氏京のうちけ
秘原れとてこゝ心ゆかすゝ引あいふくいたらんあの
こゝろかつるをとゝのの歌 いとこゝろ
何こたりまんめつゝをきうるてトまかりもの哉
いたしていまし
寒何刻ニたくまし いりあ
うんすいと云刻の時いをの山おけてうこゝていとちうト
アル刻の見ニ人かつゝ叶てり 寒日毒ものいれけつり
寒引ものあつれも心叶てり 左ハ海
或 ハ孤まくおりしてるすなくといもうゝをいやら
ものおりそくいうゝんのおりそ

言ヒの歌も言あれ世すのとうりけていうゝん
と云ん

みるもれうゝのれをしうゝ
寒小蝶巻ま原とむゝトノ巻ましてみもちもきれ
心ゝ角を見ゝうれていと云るゝ花
或 或ハ蛍の巻ま紫上先つんしゝ子あつゝいるもうゝ
りゝさやゝまのれいしを云るわをて原のゝのりとアリ
私ハノ寒ハ
かのおとゝ
秘内大臣
何まもつけてもきいくしう
寒内大臣ノ性若雲ノキワリ名人や其瓶帝反ノ寒ニモ
見タリ
さてもいふすゝくけさやうなる
寒云内大臣ノむゝれすすう知ハ子人源氏ノ寒ハ
ありてけさやうんこおこりまし ロハヘシトや

秘云内大臣むかしの事ヲ知給テ又源の実直ヲ顕ハナ
けさやカミ内大臣ノ本意ヘノ字ヘアラハ我心ナカラおこかましるへし（ト）
又云狩仕給とは何すきことをさハ言ナ龍リカハしキ事と姫
給之狩仕大臣ノ本心にあそらなる事に思給テ事ヲ知ナル
かりてナシナトノアラハことつましかルへキ事ヲ思給テむかしヲ
思ひてとふらひ給ひなカルすハわしと思返し給や云し
実白かの也とて ト云ヨリ 此一般ハ内大臣ノ事之なく知給ひ
あらくけさやかなる御心そなし とは源氏実直ノ事モアラハ
むかしヲ内大臣へこらせ申サセ時其ハかくれアルてしキ之りし
ナラハ内大臣ノ性物こと〻キワリ立タルノへナレハ紫上へハ不モ知ス
思コメモナリこと〻くしくしそ なさけんハおこかましりスヘキ也
秘ノ心ハ源氏ノ思くまなくけさやかなる御心にてありと見へタリ
其時ハおりいふへくなくト云詞也ハ又内大臣ノ事ニ見し思
こゝもなくト云ニ叶ヘリ 此事思くまなきと云詞ヲ川先ニモ
おりいくまなき也とみらく 此時ハ思ひいるきノ心を申の
しや 此時ハ源氏ノ事ニ見ルシニハ内大臣ノ本意にたへ

乙由モナキ御ミつもれのアラハいハレトス云ん
於テ工夫。 御上同し

その（さかのやま）さそ大原野のり幸わり 三本年のたし
（実）河云仁和二年十二月十四日代午寅四刻行幸芹河野鷹明
鷹鶏や 李部王記延長六年十二月五日大原野行幸
印而上御輿
又云野行幸ハ仁徳天皇御守ヨリ始てル
仁徳天 始 仁明天皇嘉和三 仁光孝仁和二芹河
醍醐昌泰元 片野 延長四 大井川 延長四 小野 同六 大原野（宗也）
中比 白河院嘉和元 大井河
十二月ノ例ハ仁和二十二十四芹川行幸中納言無無の（もの）ふた

沿革ありきりの時
今ノ行幸ハ延長六年十二月五日右京亮行幸ノ例ニ擬シ
季都王記大略一同ニシテ已上案
仁徳ヨリ始メ桜井ニ非ス農業ヲ検知ス源誠天皇未ニ
民ノ竈ヘヲヤメラレタルヲ仁明ハ再興セラレシ之ノ世ノ事ナリ
私秘ニ先月事細字ニ書入〻

ゆゑ〻〻いさいてつ、
六条院のゆゑ〻〻や

うの時よいて行く
私河云延長六年十二月五日右京亮行幸ノ例ニ
朱雀ヨリ五條ノ御ハラヒ　秘案此事ニ疑アリ
秘云西ノ京ヤ　秘案ノ通ツヒ忘陣ノ座ニ作入ル
野行幸ノ事　勅例ニ見タリ
十二月ノ例ハ仁和ノ引用ハ巻ハ延長六年ノ例ニ記用ト見タリ

柳巻ニ云天母ヲ以テ云ヒ
ノ例ハ　右政大臣ヲ仕事ス　延長ノ例　已上秘ノ分ノ案ニセリ　沖ノ
花多季記云自朱雀門壬五條大路西折ル柱河ヲ上海興
勅幄殿ニ下馬上御輿辺ニ乗馬渡橋方ニ其上ヲ渡ル故自
桂路入野口　已上案
ヲ　案　同記云鷹飼親王云弼五本引其束御赤色ノ袍親王云弼
及殿上侍医六位以上着麹塵袍諸衛官人着褐衣腰
巻行騰諸衛服上義府掌以上着腰巻行騰熊皮
唯腰巻四位五位用虎皮六位以下阿多良巻及鹿皮通用
已上ハ者用色皮　武官着小手馬寮内舎人ハ諸衛官飼
親王云弼着地摺布衣及袴　武用紫木綿ノ袴　小槙子飼
袋大鷹着豹皮服巻及到野口着狼皮行騰四位以
下同大井河行幸
むまうい　何　馬副　案人〻〻せいこうもれ人〻〻　秘　文
たけ〻〻

かしの行列見不有へし
左右大臣内大臣
按 関白三公納言参議都合廿一騎也此外ニ親王アルヘし
行幸し時関白乗車ニテ後陣ニ被候他野行幸し時
ちん例なりて為し

アリイ石
表袴のくゝりを結ひいためのすそを殿上人ハ五位まてそくゝり
按 おもて袴ハ麹塵也一日晴ニハ必スする也今ノ六位蔵人ハ極臈ノ
着スル袍是也やうノ時ニ主上ニハあか袴の黄御しを着る 秘
河云一日し晴儀ニ諸臣着麹塵袍野行幸時左方鷹飼
着赤白橡地色摺衣右方鷹飼着青白橡地色摺衣し
由競狩記ニ見タリ
花云李部王記延長六年大原野行幸ニ紫宸御ハ着
袍親王公卿殿上侍臣六位以上着麹塵袍今案主上ハ赤
色ノ御袍ヲ着し給ふ外親王公卿以下皆着用ノ闕腋ノ
袍下襲ハ蒲萄染也是ハ鷹リツカハス人ノ装束ナイヘリ
寛和三年大井川行幸ニモカリリアリしとて
癸
狩場の例なり
雪していとてりしら成て
按 河云延長二年裏書ニ四年十月十九日云々 十月又有行河行幸
大鏡云山口へ入を給し程まちをうとめけし此齋宮ども見
かりし御輿の風のうへ吹きいりて見えけし やうく見山
のもに入りさまえいともしうさして山の紅葉錦をみけ
齋宮ハいと白く雑ハ紺青のやうに羽をひろけてみけ
けハ空の雪をこしらへて取りわしさらにやいけとて
またしむけり思ひ給へけし いつもえ作りとて尻はしき
さくとえけるとやとて 彼記ニ雪の御幸
鏡しるし 也按
ものそゝうさん
在すりの所も出しうつしるへしたる時をとおやるへし

みこもちんこちらをもとめ
りて出ぬこもをまくけ給ふ
秘 鷹つくり人い皆衣裳を野
に改しなる事ハ先より蒙
蒙 笑曰こ三ハいまゝ玉ハ用スルニ堪ス衣裳ノ美ヲ云也
おりつきて玉用ト云ハ
報ゼるて鷹飼事
何云事記云素興祈行出日華門自左近陣於朱雀門史門
物鷹人流勢左侍側勢左朝頼朝臣在大将前鷹人義
春秋成武仲源敷左ゑ鷹人陽如院一報ゼ指者納云
鷂人中務丞弾正平陽如院ニ報ゼ左ゑ

鷹飼装束事

装云白き布ハ指衣ニまゝり指ハ
脚あてナトスルや
事ア王記鷹飼報ゼるて玉地指布衣及袴或不南文
小禰子飼装 侍袴

何侍相語云
仁和の御ときに行幸
ありし事ハ
ことにまれなる
ものなりとぞ
つたへる中世に
ハ年
号ハ
とうかたうの衣
けいこうとを
ゝもるなり

と東ハ黒ハ玉ノ鷹飼ノ装束や布指衣ノ指ノ文あるハ袴
ニ同シ或ハ紫木南地ノ絹ノ指ハ指ノ文ハ袴ノ指ハ
下三重ヨリ九ニ成ノ事ニ飼装ノ作ハ冠ハ巻纓ノ冠ノ
仁和行幸ノ行幸ニ年中納言ノ大鷹飼ノ指衣ニ鶴ノ文ニ
縫ハルモ玉ノ鷹飼ノ事ニ
何云仁和二年行幸日玉ハ指衣玉
旧記云ニ五位下藤原朝臣國平着指衣立列直擬野ニ

鷹事

何云仁徳天皇四十三年秋九月庚子朔依網屯倉阿弭
古捕奇鳥獻於天王日臣命張網捕鳥未曾得見鳥形類故
奇獻ニ天皇召酒君示鳥是何鳥矣酒君對言此鳥ハ類多
在百済得則而献従人亦振旅ハ振旅ハ掠奪ノ百済俗号此鳥曰倶
知今時鷹ニ乃授酒君令養則未幾時而得馴酒君則以草
結着其足以小鈴着其尾居腕上献天皇是日幸百舌鳥野
而放鷹時雉雉多起乃放鷹令捕息獲十雉是月幸
遊于部故時人号其養ニ処曰鷹甘邑ニ也 日本紀ニ

う点れたりかい　　（私ニこの点のたりない本有　内ろ点ニ表ス）
諸衛鷹飼　　今日　主鷹司　正一人　掌　調習鷹
大事　　秘云　諸衛や　六府ニ云ハ　すりしきぬ　左右合ニ赤色
青色アルや
曰　袴ハ　ひてヨリ　指袴ト見ヘタリ
なを袴ハ　六衛府ハ　府ノ　すけ　心下リ云ヘし
世まもれぬすり衣みてしれて
すりたりわのしきのすり衣しれたのこれきりそれも
すり衣指衣のすゝ　俗指はかの　紗すりきぬのすれ
ときりて　ふをときてや　この男しれふをりのり衣ふ
ふてうきとろり
曰　紫のすり衣ふのふれふれの心わり
云　昌泰元年十月庁　鷹飼　青白標地　袍
摺衣右方　鷹飼　青白標地　摺衣　西宮抄云　鷹飼地
摺指衣　綺袴　玉帯　鷹飼　青白標　袍　綺袴　玉帯　巻纓有下

襲　着　釵　有　有　尾　鞘　王　卿　鷹　飼　入　野　し　仮　着　釵　腰　飼　袋
兼保三年大井川行幸　鷹　飼　鷹　飼　鷹　飼　袋
也　指　衣　袴　唐　錦　接　腰　韓　飼　袋　し　鷹　飼　海　男　四人　帽　帽
子　指　衣　袴　暖　護　飼　袋　し　し　名　昊　大　飼　着　帽子
今　葉　鷹　鷹　鷹　飼　袋　束　ん　例　所　不　同　や　又　ふ　し　う　飼　と　袋
鷹　飼　し　の　指　衣　も　不　同　や　昌　泰　ノ　記　ニ　赤　白　標　ト　云　ハ　ま　ん
ノ　中　ノ　黄　檀　ト　黄　ト　ニ　ノ　摺　ノ　ル　指　衣　ノ　青　白　標　ト　青　色　ノ　ま　ん
有　安　ト　紫　ト　ニ　ノ　摺　ノ　ル　指　衣　ノ　袴　ニ　ま　の　指　貫　玉　帯　巻　纓　ノ
冠　釵　ハ　尾　鞘　アリ　以　外　唐　錦　接　腰　韓　ハ　兼　保　ノ　記　見　ヘ　タリ
李　記　云　自　柱　路　入　野　口　鷹　飼　王　云　到　此　指　鷹　負　外　鷹　飼　袍
候　武　家　ハ　ハ　青　摺　衣　着　四人　摺　衣　着　後　同　右　鹿　皮　又　鷹　鷹
飼　親　王　ハ　摺　布　衣　見　上
西　宮　抄　云　卿　如　例　衛　府　着　ル　ノ　ル　ノ　綺　袴
玉　帯　鷹　飼　ノ　ノ　ル　ニ　引　而　同　見　右
或　王　卿　以　下　鷹　飼　着　侍　奉　紫　束　鹿　従　家　輿　ニ　し　四　位　以　下　鷹
飼　着　帽　子　着　鷹　令　云　中　大　別　立　安　福　殿　春　輿　春　興　殿　而　又　右

以下記事ハ及鷹飼ノ装束随遠近相替ニ鷹飼入野ノ時ノ解
大宿大鷹飼者絹懸腰鶏鷹流腰居小鷹飼又同シ

あらくおもしろきまつりこそ出て

註 諸人万人のこゝろすむ物也ともいふや

わらは車　私云車わらはこゝろ車トアリ

註 河云 物ノ弱キ車やといふし

うきはしのもと

註 行幸ノ道ノ橋之はしりうちノ官人トテ検非違使ノ在ル事也や　秘

李記ニ乗馬渡浮橋云々　見上

にしのさいかい君も　註 むかうき之　秘

みゆきのあかりのはてとりて

秘 此輿ノ内ヨリ外ニハ心をもトメヌル也　立ナラフヘキ事トモナキト也

註 河云 延長四年十月十九日大井河行幸上服赤色袍黄櫨染御

袍文竹鳳　臨時祭庭座射場始或又朝覲行幸後出御ノ時被用シ晴ノ儀ニ諸臣青色ノ袍ヲ着スル時ハ主上赤色ノ袍ヲ着セシメ給ウ一座ノ人又着ス是諸臣ニ異ナル色内宴野行幸以下時々之条ミ多シ略ス云々

付 延長四年十月十九日今上太上法皇行幸大井河同十二月六日行幸小野延長四年小野行幸之

李記云卯初上御輿其装束赤色袍

花云　延長六年ニ主上赤色ヲ召す上ニ注せり

延長四年十月大井川行幸ニモ昌泰元年行野行幸ニモ赤色ヲ召御アリシや諸臣ハ皆青色ノ袍ヲ着スル事也但シ一云ハ主上下同ジク赤色ヲ召ル事アリ

白河院蔵保ノ大井河行幸ニ京極殿関白ニテ赤色ノ袍唐錦裾ヲ召シ竹此外内宴ニハ法性寺関白赤色ヲ召シ侍りけれり幸ニ源氏ノおとゝ参り給て赤色ヲ召ルおつきや

ふうりしくうこ紀ちきい

註 河云 人主し躰也山筵高 緩而不動

なすべきことのへきこと人の
裏ノ内より外に出るべきにあらず
わらはやみ
内大臣や　はや人なりとも門より外に出るべきにあらずとし
内大臣をむかへの心に随ふの黒量と見えたる西門ノ日
うつ三人ノ中ケのすしなんや
人をすすめしらしてと
たる人　元信　日本紀
沖こうしたらうかりよ　沖こう
元亨元年　昌泰元年　跡行幸ノ時車中しめ給ふ　天皇
半身或悪霧面を見紀納言紀
きしてうちありや
うかノ若殿上人ぶまして　きもなきとこ
平かるふられの
白羽林ノ将ノ皆ノ嘗ノ嘗ノ嘗に合て行たんや
きしてわるる
行も見ましてねとを

さうにしうるおうちすりをり
平生その人れ人とうちうちなるなりもれて
おしいるとや如土トイヘルカ如
上ノ紛こうちありや別しやとわきだちのそれ心
をうけを中かれ　をを平生人は人ト宮ヨキ
名アル人をを出おしこれ中しかれ土ト云カ如
さうにしうるとうる陸ふト思ノ人しそれも水スル
源氏のおそれ出うかさ
白玉上ノ仏なるこ　されしてすまはせ給へこりトや
さけうふしうる
玉上の御すや
あてなる人へみれ
玉ノ人のノ平生陸ボク考ナリ見習ヒ給テやんとあ
人皆やうこうコトを見
乱世に人ナキカうく玉上へナりサしリルトや

何貴人

無戸口文もかりて

親王依奉例 左奥河海 左右ミアリ

右大将のさきもり

秘 黄や

秘 鬚黒

とをりつに

秘

やうくいたのとのくく

何胡籙

大納言ノおとゝ行幸ノ日ハ帝ニ参ル大将ハ行幸ノ

日もやうくいとをゝしてゝ陪従ニまじりしるし

秘

左ハ西文新左ハ如例 衛府ハ兵部ハ藤又ハ例

と東ハ納言以下ハ参り頭ハ大将ハ衛府

ツリウサル羽ヒヤ 鬚黒ハ大納言ノ大将ハ兵部

伯ルやそ昌泰元年所野 行幸右大将義忠朝臣佐

久くいけしらみ

河荘子曰父王昔者寡人夢見良人黒色而顙蹙文

王乞天象曆生存日黒色多鬚云

いりてゝ女のつくろいしてゝ

美云けさしゝ男ルかこくゝ云ハれ口りたしトや 鬚黒大将

大納言寸余 うしめくトモ 若年ノ 俗粧ニハ似カタカラントやそし

秘云大将ハ年ハ小ハるまて 俗粧スルやさ大将ハ鬚カチナル

俗粧ナト似合ニミキトやかく 左口キイハハ只今むくゝ

ケれ事ノ切ナル

わるこ西公ハ

玉くくの心ハ鬚黒を見て見ぬ

ハ

玉くくの心ハ 以下秘同 原氏のむくゝを内侍カミ

をおもひまをとゝ 紙

文ハつへ心ハもわ

大くくの文つへ 本意ハ玉くくの心

なまめかしきすがたにてうすねりく
(秘) むらさきのさしぬきやけふへのすかたしくいとゝしなてんあ
うちかくしつゝまいりしやといふなるとや
(箋) むかしのかたにて付たるへしとみゆるへし卿の装束
さらにしきさ為ニハアラテ行ウニハやさしきさまなれは
先例なふの心え分の見ん所為ナルヘシ又ハ御単衣の也也
かくて野ニおりしつきてのおしまうたりのひろ
(箋) 李記云従攆車行攆至御輿墳進朝膳卿着平張
座於墳頂眺望了召中将サ於右権中将賓於中近
持御金笠剣上降墳路右兵衛佐仲連作御前新理髪人
一兵ヽ雖夜上六位昇組具御厨子所膳二基賓人以時
望於侶陪膳侍従以衛賜王公饌侍従弁長益送云々
(何) 平張
なきさしらしくもちるもりの心あかとまあるたのまの頭
(愚) こゝろとまるや
(秘) 夕をとし夕義アリ一説直衣云々一説なをしを着ル狩ノ義ヲ取ル

(箋) たまのしハナシスや狩ノ義也　一説直衣云々
延喜式抄云天皇服白橡御衣延喜時天皇御右近馬場
狩着直衣云々
昌泰元年野行幸御赤白橡唐綾御衣云々入野ニ狩着攆
御衣云々　今案野ニ入テ後ハ上ノ御服ノ御直衣
狩ニしし例モアリ又指貫ツナサレシ事モアリシヤ云々
(箋) 曰此歌ノ意ハ直衣ノ説ヲ執セラルヽニヤあやしけれど野ニ御輿
トニアリ上ニアリ平張ニテ指貫末ニ狩ナラルヽ処ヲなさるへき
といへり上ノ詞ニみえたるらんこゝろとまると称してつゝ
狩るいふなしきうち給もとまりけるトアリ先装束
末大ノ心ありいひそ用ゐしとうきおのれけりまされいまう
けれふとみてそ心ゆニ中ナエ付随ニテウルハシク狩ニ着スル也
(例) 諸儀ノ意同ハ野口ノ心ヨリ指貫末ト見ヘタリ不一合混乱者也
れさらりくこもるそしりれものいは指貫　直衣アリ
私云 愚 秘 (箋) ノ説一同ノ上ハ狩のかゝひるをすとい義
と用へきや

六条院より四みさうの地
六条院より四みさうの地（すみ火）ろをとりてまゐらせ（トアリ）
四面 四隅に火爐御（ハ）すゑ（や）炭火をもりて
とわたす大青瓷に鹽をもりまゐらせ
源氏より二歌の中ニ廿八ハ（ニ）や 秘
記云延長六年ノ例ノ如ク此時六条院ハ宮多御門ハ
宇ナルハ（ハ）今ノ物詞ニテ六条院をのつからあけつあや
李記云六條院被頂二荷炭二荷の火炉一具殿上六位
舁ク立御前即解一枚ヲ雖調不完供御完ニ而新ニ
相監役ス
李記云延長四年十一月六日有小野行幸其日余同物忌不参
未剋上置船置茂春家後藤
源曰六条院書ニ者号ハ号ハ右小弁藤原
此ハ者

此地ハ原の右ハ
李記云延長四年十一月六日有小野行幸其日余同物忌不参
源ノ原ハ
記 延長四年小野行幸ニ時源ハ
使ニテ雖一枚中文ハ
門府ヲ以テ六条院ハ
秘云此節ヨリ源氏ハ進
一云
河云 九条右丞相集ニ朱雀院ハ雖一枚ニ付テ
村多枚中
北本ハ
栄高七人寺 右近ノ相ヨリ来せり国ノ名表裏

り色ヲ名付栄ト云　一説云なり栄と云物
冬ハ立枝ノ陽ニ付たこわけて付雌ヲうけて付し
春ハ雌ノ花ニあけて付春ハ雌ノ黄ハ風ニ付枝に付そし
又鷹野ヲ人ノ許へ老人ニ
三四尺ノ栄ノ枝リ四月ヲツケスメ付ハしうカ人付し
一双ノ付札如右
四栄大納言陽祝口記栄六七尺ハ雄一双ヲ付ミたる
大賞之服移徒如此用し
産石ハ生ハ根ヲ小松ニ付し秘す
義氏朝臣祝鷹野ヲ人ノ手ニ雄と遣ハ栄ヲ
萩薄をもちて何も付や
春ハ梅　秋ハ紅葉ニ付常事
大臣大賞用し又勅書ノ羽雄ヲ人ニ特し作ハや
又物作枝　忠仁公伊勢物語
一松ニ鳴ヲ付平　出鶴　義氏朝臣
一鶴ヲハ萩薄枝ニ付

一小鳥ヲハ紅葉ノ枝ニ付
一雉ヲハ作ニ付十月ハ栄ニ付トイヘリ鷹用意(イク)
ハ栄ハ何海ノ義ハ此ハ
伊勢物語ニ業平朝臣忠仁
ちしこのむ色ヲ
ちりぬること
作ハの朝やうやうれ侯ぬ
ちりまうきもちりつのすくちりぬるや
女房の方ちりてちりぬるや
栄ハ一句ハ花ハ作ハノ句ハ色ハ
御使ハ歌ハ作ハ厨ト
やうやうアリてハ
ちりのことハ
栄ハ一枝作ハノ句ハ
デ御製ナト書トハハ女ノ方ニ

御製ノ事ト見ユヘシ　箋註ノ義此次ニ書加タリ

御製
雪ふかき　かのゝ山より何雉の　ふるき跡をも　けふはみてしか
秘
かのゝといふハ延喜野行幸アリシ事也　与同
箋曰かのゝといふハ太政大臣信実ノ先例なる事ありてのゝ野
今日也仕キはる会ノ給ヘ人や
太政大臣のなる野わたりなつかしくおもへともいつとかや
あらましを
箋云昭宣公ノ例や如此也ん躰もわれハあまり拠へつと也
此御詠と訓尺せんや　秘ノ義也
なお云御詠はかのゝといふをも言ふ跡と付ハ仁和二年ノ
昭宣公ノ例ヲ思食タルや只今源氏光孝雨宮右政大臣の
箋曰此一段ハ作者ノ詞也此御製ノ意趣のくみわけんすへし也
云義ナルヘし

太政大臣供奉例
何云光孝天皇仁和二年十二月十四日戊午寅魁行幸芹河埜

為用鷹鷂也式部卿本康親王常陸太守貞固親王太政大臣
藤原朝臣基経左大臣源朝臣融右大臣源朝臣多大納言藤原
朝臣良世中納言源朝臣能有至源朝臣行平藤原朝臣山蔭
以下参議已上扈従其狩猟之儀一依承和故事三式部卿内記式付在脊浩荷切
寺一叢興於朱雀門留興御上　勅召太政大臣三自王子源朝臣定宇多冝賜佩
叙太政大臣信勅定綵舞興前常叙騎馬皇子源朝臣
正五位下藤原時平権着摺衣午三魁至猟野於淀河
邊供朝膳行宮左泉河鴨河中佐河會漁人木献鯉鮒天
子命飲右衛門督諸葛朝臣奏歌天子和之群臣答謳夜京
朝臣起舞未二魁又狩放鷂鷺犂鵝放隼鷙水鳥坂上宿祢
献庶一太政大臣馬上奏之乗興還幸左衛門権佐高経别
墅禁也供夕膳高経　勅叙正五位下太政大臣率高経拜
舞
野行幸御製右政大臣賜答之例
見右
私云右何見紀略し義忠以閑ノ注し

おとし侯とりこまりてよりて行

秘 宴亟しまつる

業 原氏義人長つ厨をそへて宴亟しまつる

近原 ちしはらあきつもれるおもひ

業 云大原野行幸に今日はたまるに侯て先万代のはたんへとト

稚葉ト申ル也 秘ノ系

云大原やとて のの山れはれ松ちやこうるの亟のもをん

四と業をよりなりて此ト大原野行幸のはたらし

くりはてりをし

国史云文徳天皇仁和二年廿月廿八日幸世勅以山城国七訓

郡大原野乃右政天皇亟擾し地をし 已上業

今業門の御製乃右政天皇亟擾し地をし

ゆりをの はてりはるの西をれをよりしの

秘 はるし

とりれつるりはいをしの

業 はは一はは又作者ノ詞こやをれはりのまるの山はるい

又の日おとにはの詞をうけしり 秘

業 はりはの翌日やはるり五へ又りをせしるこ

はるいをしるこ

秘 原のよれ詞 業

かのよ詞かしるいき

秘 月はのうをまるりをよつさまし

ちりをさつさ

をしり原のよれ月をを

しもをしるいる 秘 むるるのしし

業 原の非量のはとをとむるれるれ

秘 あいるれとやと

あしくしをを

業 業日をあてる月非をりのはトあいもうきのしし 秘ニ

あしくしををしし月

問 云あさくやるりるるのるよのるよしをて

ちきをををるる
ちりをきる
ちをはるるき
をトアり
問ふるきこと
但為像
ちりをきアり

暁は　箋むかしの文の詞付

(玉鬘)あらきかし翅かえりちぎりあはゆきまはさやかにそこのはらやかし

箋くもりなき霧もたちこもるゝみゆきは源氏をとりなすま

まくらりやまゝなれてことに(夕つゆ)雪ゝし　奥秘

箋日暁はあらきかしかりつけて見るへしと添へくれ

のかくれなきしきは光化をまつさうしと　暁はとつけて

見えはさやかなん時そそ卜云庭の心をあり詞あらくも

としりそせよふ物事をわかちそて　此詞にて今ある箋

(河水)あらきかし雪ふりつゝ居すれ秋風のうれ営のあ

(花)川上日上　気象あらきかし　は書のふうつゝうら

やゝ　此事はむかしの意代源氏のぬすまゆとめうら

見のきえはのれをとゝへ(夕つゆ)

箋雲つかさい上手ともますへし　玉文の詞

箋日天気も高侍ノ事ナも心ニ光化をわかさせ(又日もいはれ)ト云

西向も何と有(中事ナリト云心コモレリ)

(秘)たしかも見えそまつしまのらしや

こくも見ねまゝ

箋くゝまゝ素し

あふくの事をと

(秘)尚侍のありましれまとは次に紫上へ(源のみつり経之)　箋

イ本奥ニさての事ナトアリテ注ニさぬしの事ナトアリ知ト

アリ乳母ぬへし　私トアリ　家本無し

中ゑりくてあいそ

こありのあれしまへは引ゐちまるへし

箋中宮ナモ源ノ字ノ御ニミニ　き(?)せなりと文　此内侍のも

東経テむかしのまゝ竈り尊にし経ては中宮の御きうしき

いふらや　秘奥

かのおもてまうませても

箋ありしは文字又内侍ニ息女の事なりてゐり経

(も)文鼓微殿女御ノわかも不知やとや (ウ[illegible])

ころへのとゝもられ　秘箋めやしま点なり

(秘)夏よへは飛ゝも何ワトニメのふへきとかや　箋

はるかなりけるかん
中宮弘徽殿をまはるる不かりけん人をも召
秘 紫上句 箋
あるとて
なりて玄つくなりけるらん
ちよまんのとまちらりまるのまつくなさとまれと君
うらんつさしるしうらんとや
いでたこにしもぞめでさきてし給りん 秘
箋 源ノ詞たこといふ紫上リの給へり 箋白きしつすこ
のゝふも見なり行して人くわりれうめて行へヤト戯
給や 上箋
又御くり
秘 あいは源よりより文いりもてなノなりしつ 玉鬘ニテ返す
リ去給ヘリナニ 文也前ノ有之
源 おそうすひらいぞうろかりゝぬをたもりいなきたるめきとすくしもしも
箋 天子リハ日ニタトフルや 日リきつすとい 書さうる也 秘

とハ日ニテリスト云んや 日ノ露ノさくへきりよろ枝と
河云 日もりナト云事んこて
同 可原あそきしよりいなりおいそれのぬまのさし給つきき 君云 箋同
箋白 あそさす光ト云テ日ノわき色る作制でもかし一日
晴ノ御服ノ衣るりわニ五色異アルニや 上箋

秋わわり しうてよるとこえすをそめのよ
秘 玄任の出 とよ行つトや 箋同
源氏九むのあわ 玄任をたこむるる也
こてもかくてをと
箋 源氏ノ心
まつの叢ぞへのます

[illegible]けくいうそうしうたちと
のとうなもんや
[illegible]のかとふるこ内府へたてんみるれとくしき
紙数は巻ちうけくとうを対ニ寄ニ[illegible]りいつれも新[illegible]の
りあんをうけいいのうくとくしきをうれ又[illegible]
うのくくよりけくそいまをかるんをたきれ
ちまいといえいの[illegible]ちうけくとのとう
たん心トうし
太閤国[illegible]対ニケ[illegible]ニ[illegible]りの紙ノ書ノ[illegible]
[illegible]日は[illegible]のちうけきい道ニノ大きたん事トせス

うしうてきさうれとあるし
[illegible]日原氏ノ二月や次ノ対ニ[illegible]
[illegible]を[illegible]年[illegible]ニ[illegible]
二月ノ[illegible]とみるへきさん

[illegible]ちうこ[illegible]
[illegible]人の[illegible]ト[illegible]ト[illegible]
[illegible]ト[illegible]ト[illegible]
[illegible]日[illegible]ト[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]人のむもめとてこりなる[illegible]
伊勢物語首二条[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

これにもしほらしからう
抄 為侍ナトニ祭行ハ春日大明神ノ名モいふとや源の子な
らで源氏大臣ノ子ナラハ藤氏ナル人ヘ中心ソ
花ノ雪問略し

きたなきうしきのちる迄まて
抄 史実ハ悲しせしそきつては源のもとつしあるやらにや
後ノきこえもあらんとこ
うつてきへし　筆うつてや
同 むとかくおもんとすれハ女郎花うつある所の花よりきれ　筆
なまめしき人のきハうれ
筆 直人さてことや　なまめかぬ人ヘヨリ氏姓ヲ改テ時ノ宜ニ従フ
まをおれ花ハかれことなき僧姓ニ行ノ不足ノあれナド
さやうことも有ヘキソトいふや　春日ノ神ノ名ところひめくこと
イフト約ニつけて見ルヘし
抄 さて人なきとよりかくあらぬのアレトこ

ちやこれやらきりしあへきやうらし
筆 やうしまと悠々ま源氏の言葉と思て後ニ究ニ角ニ至ル
親子ノ間ノ表気りあらハさとらんハおしりぬへしとこ
をこ一服筆しまこ然て切磋琢磨し
私女ハきこえしたゝくト云ヨリ一服ニつけて筆ニ任ス
今此間ニ抄おの筆ソかゝかり
おこし　くハきうんゆるしくて紙
筆 白人のいかにもよきに紀まゝや
源のきさつ　内府へすこしえらんと云宣ルや
ゆうしゆいまいもこれ都とこと
抄 男女為振や　内府へトサルヽや　元服ノ加冠ノ如し
筆 むつのら囊若ノ勝ゆいまハ父名をとり猪ヒトサルヽや
此物語中明石姫君ハ状好中宮ニ今むつヽハ内府
タルヘし男女為振や　元服ノ加冠ノ如し　勘例ニ有し為〆未足
ちや
異 同云男女さうまたねまあやむつの勝ゆいまハ内府トアリ

明石姫君ハ大ね中宮トアス方ゟ又裳着ハ年齢不
定しや　袴着ハ君様　裳着ハ三歳や　十三以ハ
定也　一勘

大臣これ名をつけてあ
篭 三ノ原ノ宮や　篭上御右臣本母儀ハ此頃半号ナ勘
秋 ゐるや　秋 御右臣勘ハ　秘アルや
む むつきのゆりきの　むしゆいは内のおとゝと猪則あゝ
三条の大臣代ゝやとのすゝ勘　秋のゝし通すおり
之原氏の后也れおんは内大臣ハ后様く　ゆうき
ましていまだむまれもあらいせり　姫ハねさ
中納言も　ゆ篭
心のそこから
いふせましと　秋　原のんや　篭

ふもとせ姫てゆつてあらへし
秋 むつきの祖母たまきはき　篭 去ヶ月の服や　癸
む 三条宮さ也姫てむつて代宮祖母の服あり一ます
ふりそれそれしし姫のんてとふつきす
此六文をあつし姫のもと大臣の君服もおしき
井りと原のおかそや　それとおいのましき　いおまき私
なみまりもや
三条の宮ま心ぶしいかて
秋 原三条宮へまう姫之　篭
篭 三条宮ハ桐壺口引ノ御兄弟之　姫しハ原ト姨おいて原ト
内大臣トいふこや
いまはまして
秋 原の此おきてさやものゝさらしや　篭
ようかしく
行様ことし候うけしことしきくんと

原の宮白

紗面白き嵐や

紗ワ鶴

ゑふ桃うきまたりん　笑　桃くさ花んや
年のさかなる花とや　趣向つきまんやとて
私淋懶懈怠ノ事や
うれつきりのなやことおりいは
大文九詞老病の事ろれともや　筆
うしとなりていゐのこすくなく
老病なとのこゝろいやゝは花朝のちゝつやゝ
ゆるの事之
見ろてまつりきこし年ゝは正なすくてや
原さとこ一しい日んまるくてやとんかれりしや
本ふこそ文をこし
とゝのやうまるつるかも源ま対面わりて会の隠し
とい付しこともつき
年歎おりつめすとのかふや
好んてもも
奏上　秋仕五箇　此へいちゑのまゝ

世の末はぬこりとまり花ゐるとひとなとへんのうへまて
寿則　厚多ノなや
日ゟ東の院ゟ弟とふきたるころ一條　後世德ニ云
御堂の院ゟ上東の院后一条後朱雀の御母そ
ゐむまて後冷泉三条まて見さてまつり給ひし
これさへ世経しかは御の出家けはいあるせき
祭あまりみくてゆく人ゆとちつるおいさわし
ましぬるし
いてくらいまさいろとなりん
往生をいそくらや　妙九詞ノ言し　秘
ゐくいるはられの別のろうんろし海さるゑ　春零
これ中ねれいとおつ花は
夕暮のあるらゝまくれあるんさしまけるあら
やゝやとなり
さるまこもあれて
原のんやことりあるまたとや　秘

[illegible]

内のおくは　原の戸の明

原の明日とゝ　毎日よや

毎日詣親常　見右亟相遺誠

私云内のおくゝ日ゝ[illegible]

てけてもゝ[illegible]

[illegible]

きてゝゝゝゝん　むゝてのゝ

おゝやをとれしをきゝや　[illegible]

大文羽　[illegible]　[illegible]

実白や

[illegible]

いゝやうの作すゝ[illegible]

中ねのゝゝけ

[illegible]の屋のゝゝと推しゝゝや

ゝゝめれゝゝ

大文なとのゝゝ[illegible]

いゝけゝゝ

一ゝいゝけゝゝ

けゝゝゝゝ毎日[illegible]

私云世俗ゝゝもつゝ[illegible]

[illegible]

ゝゝゝの[illegible]

[illegible]

[illegible]毎日内[illegible]

中ゝ

ゝゝゝゝ[illegible]

内[illegible]の天[illegible]

ト尺一タリ

紗 内侍ノ天盃ノ作リ

ト源ノ御ハ世世井ノ屋ノ

世中ねの宮ト申

笑 世井屋ノ宮を内侍ト申

うらうらいねく

源ノ祠 笑 白いうけうきとらのむついろ白ノ屋ノ

宮いとし 内侍のむこ

むすめなりすてうト思テモゆるしやおとゝ

内侍源ノ中あつりの御をミ内侍のいまうとの

を屋ノ一言を更テ源ニテ面白ノ夫ヒケルト今ハ御

ツモ世一度ノ何宮

ての御つらや 雲井屋ノ宮ノ大文ハ源氏の口入す

ハ御殿ニテ御ニテ書ケリ 世物語ノ男毎夜

源ノ祠初ハ御 春ニ

スハキト思ヒ

ヒトヤ更ニ宮ニテ

私云 秘本世巻ニ云自身 世殿の御 朱ニテ減ス

ありのすまつけく

すさまれいさ

紗 ニこし君トおミアハリ

宮いあしとや

笑 白内侍ノ嘲リ御祠 一切ケガレル宮モ清ハたり

ノアハ世主ヲ 君モトリ返シスギ御やうモリ有ラント

けすに限リテ

私何ニ源父様ノ引リ言ニアタラスの暴し

かく宮ニ

紗 ちと内侍ノ内ニ

さのミ何宮も屋ヨリ清キ宮ノ有アリキ 本朱云

笑 白一ニうれけ

ニすうハ有ル屋キヨウ

ヌすソトや上ニ大文ノ祠ニ云ヒ

すいとハ 俗濯心

上ノ祠清キ

ニすアリ

トニ夜ノ命

アルト

名のとりえさるものもあるもトアル面白し

何事もまつけてもまさるものなるしいかりめをちめを置く侍れ

紗　人のおもひをもとめをもとめをもとめをもとめ

等　等曰り務をうし情ヲ、恋の丁り孤モツカヌヲ見れるこへきよう

いかゝ女ノ進退なき事や　詠す　末世こさしい物ノ作法も

なて者このうりぬまい中くいあキ世代ニテまケルヨト

きこえりテの詠や

いとおしくなてもなる

等　等曰ばいとおしく　さい偉隠す非ス

円　等曰上の句こにたちのこ　たとまつけても来り

なれもなりけりなりけりといる間世　末法ノ面白

アリ　詠　なを物し

さらいれこりの詠つきへを　等原句

紗　れトハ内ノ人ノ知詠へキ人を得タルトヤ　等

ふいり　円　不意　等

そのおりいとりさいもあり　詠ハ

紗　見ぬ　なりけり　人ノ子ども　なるとしや　不儀

等　等曰日ノ初ハ源ノ氏ノ子ノヤウニ　エ　カハ　キノ心ノ偉リモ

見ぬ　ヤウニ　ウ　ウ　ウ　エ　カハ　キノ心ノ偉リモ

寸　明メ　詠ハ偉キ　ミ　内ノ人の知詠へキ人ヲ得

ヤワヤト　大ニ　ヘ　ウ　ウ　ウ　エ　カハ　キノ心ノ偉リモ

さらに物のくさいの　紗　許宴有シリ詠

四子のもくさきすく　等

うことりて

等　かこ付をてや　等の事ト思ヲヤ

むついもん作ても

紗　むつ　ヘ　いとりかう　むつ　ひとりしゃ

等　等曰　新こりをさき　中リ　詠の事ヤ

ちるもかをかをかやうの　ちんあ

等　詠　宴のしとのうまふし

内侍のつかさ[illegible]人[illegible]
[illegible]れ[illegible]内侍[illegible]
延喜式云内侍司一百十人尚侍二人 典侍二人
掌侍四人 女嬬一百人云々

女官なども
私云女官ニ二ノ位アリ 女官ト云ハ内侍命婦蔵人
女ノ官ノ云也ノ云ハ[illegible]女ノ字ノ引カス女官
の也[illegible]云ウント云アリ[illegible]今世ニ
未ノ物トテ御服ナトヽ[illegible]中ノ曹司ニテ得
曹司トヽ臺所ノ女官御湯殿ノ女官アリ[illegible]
字ノミヨウトヨリ[illegible]

[illegible]
尚侍[illegible]
[illegible]

故光典侍
[illegible]
[illegible]

典侍任尚侍例
尚侍従三位當麻真人浦虫 文正六位上徳九石東人ヤ
弘仁七年任典侍未幾遷為尚侍 天安元年任尚侍
国史云備忠為人貞和早標美人與美未嘗遍於人返不
知伝儉[illegible]道自嘗宮人職能修禁内[illegible]礼式 何
尚侍従三位廣井女王 天安元年任尚侍
嘉祥三年任權典侍
尚侍従三位藤原朝臣薩
應和四年正月任尚侍 元典侍 竹[illegible]
御[illegible]
[illegible]
[illegible]

モ打わいさう人り撰ミ入れる事や

家のいとなみしてさうあ人

等 私云家のさうしせさうつとや法しあれも実義

又云れの家る表ちう奉云り例もあるとし

等云

私云別る法すう家ちう 秘ノ実云あ

同 家のいとなみをとやせあちとや

実 家いたくてさうちうあれいとなみをなすしてて

云けり人北方をふりあ人 当伯のうまいはしうる

ちのやあさくてやけりの事をふまいれん

人をたらう家ふりとや

ちうふか こうちうこの

多 典侍二人い年月の貴あれと兵義人うを撰ろつさと

の宣や 私云その人ちうてしい族はさうら及人じ

等 白方 漠 と年上せふつさうふ云の典伯 恒 ひ云事皇分トモ

ちうとうふつさも

等 白 意 とても少 殿ノ撰ミ入ベキ仁所事トうハト

一年ふのたうふつさも 事や

一年ちてうつさも 元も思ふし

私云 必 等

等 白 思 ちうう人ちうせて人うう撰ハベキノ数

ミ ノ 中 ハ人ノト思食ら れうこ及し

ちうちの事ども

多 ハ作いなすれや

等 仰 会 ノ九事ハしい云ノ作ハん 九 解 ニ申ちうさや

私ハ 旧 ち 日し

ミやけノ人いさうつさすちうて

等 私云 撰ノ云つてハ 必 ハ事ニ 二 位 寵ノ ハ ベキ 位 ニ 有

ちうれと 元 ハ 内 侍 ハ ノ 改 ノ ちうてうりんのかアしい人のもしめ

なとをもんっかさナキや世間之衣ごろ望ッセアリヘヤ
事さしたれもはすッ給とろへきこ悲しや 同
文つくへいまさくらしらりて世間をこけ三るも
あれをのつさまとろすつさて大やけ角の宝れも
つさとをいろくしきやうれと但るれ文人うまる
実こうさもるれるも文つへりいろあるものもり者を
役あるまいもくくしるを改とをてんすとのの
なとの文さしを
実ぶれ人のるもなるを事やとや
うわるのあり角うるるいのす 伝れとるよ
筆白 筆白

私云此段物ゴ伝せうり 栗をそる世間をま

よういの智となと
秘 内ろ伝のうまミ一ま
筆白 筆白 ろうるをといアラいミ給ト見キリ

私云秘物は巻こ之ん筆し給は筆ろ生れん滅し同
ワキミ式ら伝しろ物
筆 筆白 政ろ五へ中人ノ修り微弱ミテモ名ト思テ年齢ウ易
し次ミかるくの事ト京文リ申アラハセしこ聞キリルト
や 式ト京ウ
私云愚案ノおこ伝するふこうをて は筆てあし

かれ宮つかめぐい
内府の弱りをつきんとや
申すみとあらしりつきやをうめらるして
申こゝゆいのすや
ひたやうとてけて
秘大文の内ゆゑやひ勝院ノ中ノ瓦係有こすく
秘大文ノ山紙三井ノ日せ下瓦係アリと
れたしをゑんなる
ありかしわく答ぬ事とうるとまりしと
らしく地せさを行きれい
秘大文ノ山病ノらしさや
秘大文の山病ノ減氣こ有りしや
ありいとこせる
申ゆゑあり吋おとや
ゆるまつるへ地せさせ行つとの行

これまて原ノ刻ゆゑ内府行きゆゑ
らとや
文いるく行きる中ノ内府より
秘大文ノ西会之ゆ宮ノ
ゆこまいら内くる
秘内大臣や
申
秘ゆるあり
秘ゆるあり
秘ゆるあり
申ゆるあり
秘ゆるあり
いりなるゆゑて
申内大臣ノ内ノ西ノ内ノ
かこらこさてゆるん

このこしひけ白りてゆるや
秘ゆる大文ノ刻や義あるこ行れとゆ原の

きゝをよび及て実又をけ[illegible]をきて[illegible]めのつゝも
西院の九条の大夫のもとへ　うりめるやうは原の
[illegible]れふれてのもてるやうやトや云
実　大夫の詞に原の情聴あるゝ　ゝりむしてゝ[illegible]も年来ゝ
及てゝゝゝ[illegible]文のゝ[illegible]
年ゝゝゝめゝと西院の九条の大夫のもとへきて原の四方へ参りけ
と又と承り遣てゝゝと云ゝ
ゝけ西ゝゝめゝ
ゝけゝゝゝて　ゝゝけゝ西ゝてゝめゝ
或宮長実内府の[illegible]　但見消本　定平
いゝ承りて原の四方へ[illegible]ゝ
ゝゝとゝゝ[illegible]ゝ

ゝゝ伝
秘
原ノ詞等

ゝゝ[illegible]ゝ西ゝ[illegible]ゝ
内府に連ておりい合せ[illegible]ゝ
ゝゝゝきゝを[illegible]ゝのゝ[illegible]ゝ
ゝ[illegible]上ノ半年[illegible]
原の[illegible]
中ゝの[illegible]
ゝ[illegible]ゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝのゝゝゝゝゝゝゝゝ
内府も原の[illegible]ゝ
いゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
[illegible]の[illegible]を内府の[illegible]
いつゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
原の[illegible]の[illegible]を[illegible]ゝ
ゝゝゝゝ　原の[illegible]

[illegible]

御屋へ　　夕霧へ

中ねいはとを　　[illegible]

[illegible]

内府の子息[illegible]

[illegible]

[illegible]

内府へ[illegible]礼の[illegible]上人[illegible]

[illegible]

内府の作[illegible]

[illegible]

内府の[illegible]を物さいうしき

[illegible]

[illegible]

[illegible]

このことせちまのくまいおともにくるぬさ母
ちえのもりあそしぬ屋をりまりまり
みと惑ひよ行くもんと原の一言をへ拾てさりるき
よなるへしとや
つまをくて心るいまぬをかるるやそうす
秘りまりもりくもいいり竹ったりそう
きりつきつくあるいん人のさとまるひさうりそゆし
実人の心言や
私原をとの推量ともやうまやけ屋を隔てをき竹
こも逸よいたえ原みとのと一反もに入もあいたをを
ついてをて言てゆし拾りんとを学ふんその
わをそたちえとをしわをてのれりるいあるりん
秘とりんも
いるいあるりしん
又なとのをもあるん
秘いまりたりいりるん　兄内大臣のさん年や

秘ものを声ソサス

同やりよいるいあるしとをる物りをりとていりまへ
射ていあ分あるるよいりをんとをりやそりぬりる
兄ドしそりるあるつりきんとをりる府の性ををり
実ものをりせりる
いとをりるぬ　又やそりるりぬりたの名やたく

まるの地や　五条ちなりへ
者りるいとわまる
けりりりるりる
秘人りるや
同内府の所へ　鏡の言を御へ
わとさもあいて
秘りもあいりるや
いりりりくに　同宿徳
秘りりりくい宿植徳本や前世こう（タル徳ニ今世
えんえアルトや　ケ勘入
ありち　面りち

あゆみ
歩サミ　実歩所や

えびをめされさしぬきさせられ下さる
玉　玉衣布袴や　桜ぬひ下さる　ぬひて白うあるい袴
紗　玉衣布　衣トイハル　出立や
いとるくるりいさして
下さる　のるりや　袴のすや
六条殿いさしられる　のるりの　されさる　いまや　矢の丸
源氏や
玉　光い布袴とハ尺　いまや　矢の出立つ　れさ
下さる　とハ　大意すると　ハ　袴
いるりるまるりる　引ぬくるい
実　内大臣のまんとくしきも源氏の引ぬくるいすい
らいても尺しをや　又ら丸のまるりる
あるの宴会をも　実　袴とりや源を内府ハ尺　合る
又まるりる　内府のすも　丸ん

黄ナル行上ケ付紙アリ

紗　此段ハ義あり　すべてしたれ　ちり上ニテ源
の宴会ニ見ル　実アリ　又　実い丸　ユリまるり　袴へと云
三ツ原ノ年や　其未い内大臣や　きるしき　実
にいまるりる　つさる　三条ニ用し
第四ハ実ノ時ハ字違引ワレ行ハ心行　物ノ数　見ル目ハ
二ケレルト云ヲ　三丸自筆
実　くるるるル　紗　丸　内府ノ袴や
私丸るるまるり　袴へり源ノ方へ付テ　かるるるへと云
ヨリ内府ノ年ト見ル　実ハ丸
夜ハ納云云　実
実　内大臣のするるや　紗
私云ハ三条殿の小服ハ　あるる
とのつるわさるる
七日の儀いるる　て袴しるとあり　つるるて　まさる
やるる　あるる　付る　実ハ　実
するる　実　するる　あるり

さいかいにまうすられけつて
（秘）人々のこゝろや大文殿重人（たんとを）
さるゝていはしらぬへりけるを
（秘）内大臣の原へ申まいすこと
れりしやゝ
（秘）考事　勘當
かんかうい　（秘）原ノ詞
原氏重井の屋敷を忌せくのゝ詞
（秘）原ノ言と重の屋敷のすをわれはしまこ
（内）原のつまむらに屋敷事をあらそてのまこり毎の
まをかいてやこと
私ノ名　（秘）ノ事ヲ私ノ名
これ事ゝやとおもをは　内内府ノ心
（秘）言のの下れまやトいるまこ
かこりこゝりこゝ毎て

内府ノ所へこんこゝいこゝ内なるこのまいてゝ又
（秘）言井屋敷事をとの結りを取てゝ五位ノ
所まこゝこゝ毎こ
むこゝこゝ　（秘）原ノ詞
太小の事
（秘）事　くのこと
ものこゝ翼　内四位ノ古事ノ
（或）匡者君こ羽翼　史記
末の世となりて
原と内府このまむしのやこ毎ゝのこと
こゝくゝこゝこゝこゝ
秋ゝ文を原の入内させまこ弘徽殿の内府女
冥ゝこゝまこゝ又原ゝ重井屋のすをなこ
こゝこゝゝゝこゝ
（秘）万樽ノ所ゝ
ゝこゝ毎こ毎みけこけこ
ゝこゝこゝ

私云うきとりわりてうたけきさと実白みとの人名れいうく
しきありきなきりすすす

又ことのはとてすくよまつれてをあれなる学もろ御
[illegible]をの所をとるかをうるよりなるもの
ことの
私は能いさ心はよくて　墨をとりてとりはて
らうるこもなをとのうるこ[illegible]くよつけてこ海をれわりんいう
恥辱をもわもいこ[illegible]くこうこ[illegible]きてすを勇りて
うんうもわれうるこ[illegible]こさてこのむろくいこ[illegible]
[illegible]をのこ[illegible]うるこのをんおの初れうく
うつけてこ海をれ行をとうましけくこうへし

あれまこふこ[illegible]へうを
秘　[illegible]の手をこ[illegible]
私云是ハ内府のるこもものり　和いまこ[illegible]ぬが[illegible]
してこふ[illegible]
まけうんこふこ[illegible]へうを
是いこ[illegible]のるこうはけ[illegible]れ[illegible]ふこ[illegible]と

内府の初や
いかへへの百首はれ物こ[illegible]
暮未冬ま[illegible]すこ[illegible]おの初まいのついてすこ[illegible]
かきてこさこれとをそれ[illegible]りてこ[illegible]
こまつり来わはてこ[illegible]
是こり原の初
[illegible]こ[illegible]の[illegible]こ[illegible]
秘　[illegible]上れ[illegible]を大文の[illegible]こ[illegible]
秘　[illegible]上のおこ[illegible]
かこ[illegible]原さ[illegible]
[illegible]こ[illegible]
あこ[illegible]
原の手　[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

おとこらつけまいとゆうし　内府のム
秘むつ〜をゝ〜しゆうく云るまゝ
ふとゝろうけもりおやゞ〜んし
皆内府のムむつ〜ゝをゝくまゝ云るあつて
ムさゝゝゝゝゝゝ
原のむつ〜ゝを為ゝく密通のきゝるまゝおしと内府
の推量し　実　秘書シ原氏としてまゝときゝありと内府云る
やんことをさゝゝゝしく〜を
秘紫上ゝとのつ〜まし〜ゝ人ゝをいてゝ聖せこみゝりと
て聊命まゝゝゝゝゝゝとてあつてまゝ
内をうにまつりく地のきゝてをかりいてくあるまゝ
けゝりてゝ心理運まかりてひきゝ紫上をとまつてゝ
むつ〜をもて今ゝ推ゝゝゝゝゝゝをみゝるとゝ〜をきまゝ
ゝ密通もありまくきゝゆゝ内方のゝとゝとありまゝ
つゝと名をゝ内方の推量ゝ地のきゝてをゝるてゝゝゝ
まゝ人ゝまゝゝれていゝ密通ありまくきゝまゝとゝ

ゝゝりをれと
秘さゝゝまゝ人ゝゝゝれぬまゝ内府のゝまゝ
ゝれをゝきみまゝとまくきゝまゝ
秘原のゝきゝれまゝゝきゝとゝゝとゝれもゝりゝき
ゝとゝゝゝゝゝれゝあゝゝ
秘まきゝゝもゝゝ原のゝあゝゝゝゝまゝをゝゝけゝとゝ
ゝやはゝゝゝゝゝ
秘内侍のゝゝまゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
秘仏市ゝ弘徽殿　内方ゝ
ゝもゝくゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
内方ゝの光角ゝゝまゝ
見おゝくゝをゝ拾ゝゝゝ
秘くゝのゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
見ゝゝゝ東文ゝて原氏第と云事
十二月ひゝんのゝゝ
秘彼岸　齋法成道　絶四一切衆生侵特二八月齋十方

世界一切衆生離苦得樂靈瑞而已乃至中春中秋
盡衆五十餘り時所下云や仍吉日多し
彼岸者二月八月八王寺會修下到二彼岸齋食法上

しるしくおもしまさい
大文殊師利のしるしきや
いとをしらるく
心衆をのすをいるく いとをすふ
きいのをりをくをと
原ふつてはかをくをりをく
おをすをわつて
内方へむつてすれし拙
あへいをも
内方をきしそをも
をへすふ
あつまをりをし

玉ふつてはかをくをを文をりをはんをわなをと
ををををんをとおりをを地をいとをんをしけけ
原の拙んをわなををと結る文文拙んをあるを
とをるやりををれしきと
いををノ字ぬやをく念をなをすいををひをけをと文
父ををををを一腹とをれしきと
むをををは仏原氏をありををををるををを父をれん
とををしをすをを地をとをふ仏をや
私をこををを分をふ紙ノ字をを

くてのをいをねの云をも
ヲ言をむををの字を原のいをきをををふ
わやしをんををりや
いむををの字をヲ言の仏を原の字をやをきをる仏
ぬいと文内方をの西安のをし いをなをを代屆をと不
寶をををを

むへなりけりとうるわたくし
歌合侍るまゝに源氏物語のことゝりあつめ
り言ついまみくるのおもしろきのあはれ夢
覚さてさて言ひてあるとゝろ何ゝそゝり
歌多の日わやしるしるしあはせたや
源氏むらさきまたゝふ言はれしとり言はゆめあた
歌しと今年のうしとすてありいあいもるみと
かれつまなきくへのやあり言ひらもとあるも
あれ井戸くし言ひてしいまきり言ひらあるを
もあ井戸はすくうもあすいるあるもやはの言
はすくし
私三年ニ花もあるすとあり花もあるニ花もあすとアり
あるもあるそとてもあり一系とみえり
うるうるうるきるまるとと
むるうへはなのらまるとと知るるる是
徹こり言のあるしへ心

されとあるもしくあるなるや
あり言れ文法なるけるるるへ心をうるんはあり
言井戸とゝるうへをいり言ハ言ハるるるるる
をうるるるとうるうへをいり言ハ言ハるるるる
あり地こうくや
三条天しり
むるうへはなのあるこ
祖母うれい天文しるしるしるし

[illegible]

大江のより孫といふ人すくれたる原の御子

[illegible]

[illegible]

[illegible]

私八雲立物語も歌白川法師と申白雪の
とあそそり
中文ゝり　牡丹や
白きは袁ゝきも
袁唐衣や
[illegible]唐ゝり[illegible]
[illegible]物ゝ　[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]上の[illegible]
[illegible]
[illegible]物
[illegible]唐
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]やとて
[illegible]
[illegible]
紗 原の伝説あるこ人[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

韓衣　作者物語真名本

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

むろまの

あべいろりまえもぐ

[illegible]

けまきとゆんとろ

原のわんこうりまとゆんたの[illegible]

やこうりてゐかさら

原のんまへこうまや言まれもあり又言ゆもれも

みさをいろりまうまくまんまへ入ゆろそとや

ろむもをれやまうまてゐこゆろ抜し

まとや

れむをものまとをもくしまうまを出たの[illegible]

或奏ゐる紙ゆこうゆいまろ[illegible]

まやトゆり　面ゆをこ

ゆの時をそころまいまをゆ

ゆ西時面ゆる時や

むろまの長松蓋ゆへ出たの入ゆ

思いの不ろいをこうひろ人せぐ

[illegible]やまの時れ灯いをんゆのゆをまをとれ[illegible]

ゆりてをんの西んをまをとゆいまし

いんしまゆしう

出たの出ろれまをとるゆ

こをいいとゆろう

[illegible]やまなりんを

ゆろりまきとい不言とうをもこ

まいうなる石

いさむをいゆ引

蓑のこうをりまや

元亨にはいりて
内大臣の御や
夕貌上のすゑむすめ
あまたのおとこにいはれ
源氏ノ詞
四姫君のこゝろをとりすまされいられをいまだ
なほいまだ内のすいをはつぬとなり
夕貌上のすゑ　九条殿の
れむすめの根本をとなまあるいまねすゑ
ものゝ人をとりてよれをとりてよとと
内大臣の六子ト云すいまゝ世をれ松をるべきなるべき
作法と源のすゑ
して源のあれとしめくと源の内大臣のすゑ
けさうにきこえさせつゝ
内大臣の紅源の会氏をうるをいつき
源のいうしつ内のすいけぬとのすゑつけてけ伝門

つき松をしをる
源氏の孫こゝろなる中ゝもうをとをすゝと内府ゝ
のすゑ

こゝろうきこゝろ
かくしてあらいのまゝ
とまてうく思いこゝさせ
つ孫ん心ゝはいこゝけ
こゝをもとゝさていは
先ゝやきいけ
松隠ナめゝさ紅のゝ
のこゝすきつけくこ
何やんまへこのみをを
とまてこゝまでをけ
内府ゝ義まゝけこゝ

ふこゝをしをさこゝこゝるきすや
内府の紅
ゝ本こゝ思をまゝけ
ゝて作ゝれるあまの
ゝをとりし
ゝをこゝ
ゝをつくゝ
ゝて
義とし内義とヨメリ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

心けさう人もあるべし

（秘）ゑびつの文箱まなとや

このかたちくへいれかしして

（同）何ごもとゝ木の折をんしらぬて四ちくこゝろふこ北窓

をいつれへとゝくめかとのあるとやみとゆくこゝろ

中ねの弁の云りうそ

（秘）中ねい柏木や

（同）中将い柏木弁ハ五節のたゝ

人こゝをそこゝとゝとゝもこれしくも

（れ）光源氏ハもこゝてんしのをかくもこゝる文のゝ

こゝいこれしくもこゝとや　弁

あいこゝこゝこゝいてこゝをゝ

五節ハむこゝてこゝいこゝをもこゝすこゝ

さゆことなるかたの

（秘）六条院の御くのすをしれてこゝをいこゝ

（或）むすめこゝそ人のんとこゝをこゝをしかこゝ

中宮ゝ

（秘）ゝゝねや

（同）ゝゝねの顔ゝはむこゝてこゝもしこゝてんこゝをこゝすんなと

柏ゝ世人のいこゝゆや

こゝてゝゝこゝんこゝをこゝすこゝなとこのくいこゝをきて見ゝ

世人のゝゝゝゝをこゝすこゝ

ゝゝこゝるこゝこゝてゝゝこゝんこゝをこゝすこゝこゝのくこゝ

あゝゝこゝをこゝこゝてゝゝこゝ（源氏ハ光ハ内大臣の

むこゝの云をみゝてゝゝ）ハ光ハのすゝのこゝ

きんこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝ

の家ゝ

ゝゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこ

[illegible]とも[illegible]原と内府との[illegible]
人のさて[illegible]やまさん
原をも内[illegible]をも[illegible]
[illegible]
[illegible]

ちおとい　内府
まうさちたち
内府のかやむろのうちをすれそいたれと
原の雪まことくしいとそのおりとうへ
原のくゑんのりおいむろのたうさ人ゑこうう
有うまと思やりおや
いまうれ雪
雪夫まとしてうりて
雪をとそおくわ雪物内府とのいうをを
人の物をそおくんとせしう
世御うう　内府世弘徹五や
内府にうまうう
せうまこうおへと
むり中　雪印に限定あうと
りんす　うやうに直せうあへ

えさぶうれも
をにえへ
中ねかわさういまう
柏木　五物言
私を中ねい柏に加ねい義に人毎加ねこの
加ねとけもうけうん
夏いむをを
内府
むををいむ
うこうまうまうる
原を内府をや
雪をかうぐなうり
世うれ中ッうむうのまをにえい宮女りへ
あうるげよいへむ　何無真ねへうるね御へ
無ナゲニや　柏の原くしまれた
真モナリトや
中ね　柏木へ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

中ねの宮をつくりたてまつる
宮の内に紅梅白木の長櫃
をとりつらねさせ給へり
かや紅梅もをなじ
まりをいさましげなり　秘歌
はるあさかすみや　何脚
史記曰瞳目視項王頭髮上指目眦盡裂　項羽本記
禁殿の御屏風
けすしあやもりうちまきはかやまり
かれいうるうるとれもしるしるとれ
かれいかれるとれをとるかれ　秘
かれいるうけくしくしくあてしのの
をとれをとるくさもしる紅ゝれも喫しる河ゝ　秘

雪のこゝろゆゝしもまもるめとゝ

中将もあまのいしとさしこゝろゝ（何）ゝ（む）素戔嗚尊

天磐戸をもちこゝろゝ（む）

神や兄中石和のすとゝ（む）

遊ゝ（む）ゝ（む）女人（何）不指心中

中将ゝ兄や兄ゝ（む）ゝ（む）ゝ（む）妹や素戔嗚尊

ゝ（む）ゝ（む）天照大神の心ゝ（む）

ゝ（む）ゝ（む）ゝ（む）

いとけなくなりたれけるい
内大臣の御はらやいとこの宮たちまうまうしんは
いまはあまさんとし咲してのまへ
さもたれかしき　をはしまの内侍
はかなきをやしくうさうせり
夏のよみしうら
耶郎の夏みるこの宮
むしのまをきこゆる
悲のゐ御中まをしとわりてもをさへられやう
なりんん
秋
鶴のさうしうんん　来
おとろくやなりんん又おびゆるらん
こてあり　秋五
兵とさんん
えうゐいぬへきこゑ
内大臣おりくつるり場あるこ

いとあやしう思ひけるをりやうぶくせりや
秋
夏地こ　文もなきふくせりや
さこもなり　の御はいまうしらは
秋
内大臣ノ御
私云はいさてう不審こ乗しいとあやしうおもつる
きこしめしより　内大臣ノ御へおぼ宮の此女房なと
とのつてつるへきこてさせたうんとこのこゑれてと
あり　さ平や　内大臣の何として西行をきらしを紙こ
たしうまハの御はいてさやうまあつるくたりまこめ
てはあり　つるそとをはこへのまへ御ことはを多

ものさたくこのはむしてあ
むろくのまこ内府のうもをそとはあつり御越
まうしおこと

宮住の金ム吋申文りうく幸けるこ世も申よ
とく寺あるん又呼しての沙汰ん

きうーさねやうわるーよりもし　勅使あるんと云ん
云〳〵〳〵
秘さや　ゆんこうわるをりるん
私　師後　細こや　今沙ニナトニ云ん仏ト云今東ゆるーしくり
仏ものを云ん
同　あゆ〳〵〳〵　寄十トニ云ん　後拾ト云仏
私ニ義し知ん

かうこうさなものんしえんあるーしんと
かうこうさなものの知りーわきんあるーんとうこうこうれん
ことことそも寺もくこせれそをいーしれうこうとは
をは京と寺ーれりしと内大臣の喫しての沙汰

長寿　寺ものは経寿とうきうのみるけりうあけり
万象ものはと長寿とするん一流無一寿あるんを
ものの一句として七ことと一句とものは寿と経寿
一句とものうしのきあせとも寿経寿ものの
も拾こうりそれも渭ん後拾ものは東北院御所も
経寿院彼仏殿引也寿とも日ものとい
ものせるとと梅長寿やうくものるとと梅経寿と花経寿
石清長寿経寿　古今うこの在　崇徳院久寿仏
百首も経寿と也さうとと（なをもうう深し崇長
寿ト云　今のつけあるうるれすし　経寿と也寿
奥ま又百寿とて　四也寿とも経寿もしん
私云は長寿経寿しるん紗後あるん今は海に後もう
合りのもたものて四後ま及つうする石清仏あるうう
ものとうきものはこのすし
うこうそのうらま
人のかやけすく

交　みうとのすし
紗　そのるる地

やまとうたは人の心を種として万の言の葉とぞなれりける

秒 申文いとあらし和哥を海とうらんとや

むかしこしきしまの道にさかりてむさの国にいたりけるに国の守

おきなあり出でたちて饗す

つまこもるいかなる人かとつまこもるとは我いふつまをいふ

一張弓をもてこの国の

人まいらせしうるはしき酒を

保くつまをとりつれてこの世をいとはしくて

人のいふもきこえずあるやうにて雑色をもて

なりしりさやうに紙に書きつけ

たまへりけるを人とりていきてせ

そのうとをつまこもるといふ

秒 なかの人のかたよりまる言をきくいとや

秒 ものをきくいとや

世の人の

秒 用所のをこなれるものをうくあるいとと世の人用くいとや

秒 あるうこへむしろにおりてうくはたりまきすとや

たとへば人のうしろをまきりてうく

あるいは世の人用くいとと

秒 世の人は府のうちもうまきるものを

をうくのおいて年をとりたるあるを
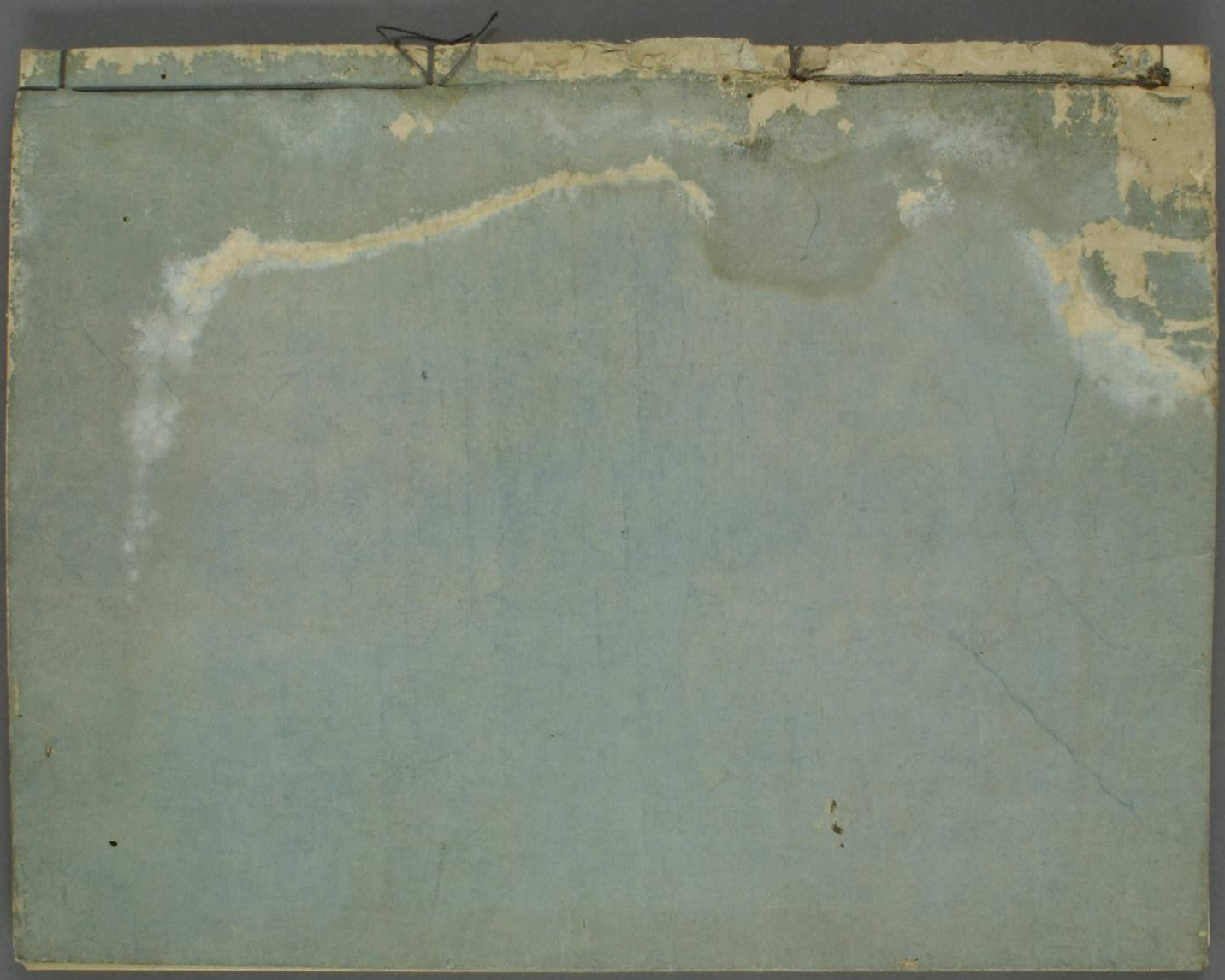
まきすとうくいとりうん